郵便局總(何)　第千百十號　(毎月曜日休刊)　(定價三錢)

時事新報

明治十八年十一月三日(火曜日)
舊乙酉九月廿七日　壬、戌

日入午後六時二十五分
月出午後二時二分
月入午後五時五十八分
曙朔午前一時五十一分
曙朔午後二時廿九分
(西暦一千八百八十五年)

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇書留料二箇月金廿六錢一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲ケル各地ニ於テハ郵便無料ニテ配達致候
東京　東京横濱　横濱貿易　横浜神戸　尾ノ道　鳴山　笠岡　岡山　廣島　丸坂
和歌山　鳴山　高知　下ノ關　名古屋　敦賀　豊橋　函館　函館市　津　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石巻　加
郡山　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　高田　群馬　桐生　森　杉戸　幸手　久喜　鴻巣
右ハ郵便局配達要宜ノ個所ハ同レタ郵便料不申受候

時事新報廣告料(前金)一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上	七日以上	十日以上	一箇月以上
自一行至十行	十銭	八銭	七銭	六銭	四銭
自十一行至三十行	九銭	七銭	六銭	五銭	四銭
自三十一行至五十行	八銭	六銭	五銭	四銭	三銭
五十行以上	七銭	五銭	四銭	三銭	二銭

一箇月以上ハ一日ニ付一銭ノ割ニテ引上ル

時事報報

左の一篇は本年八月卅一日附にて英國倫敦在留の某氏より送り來りたるものなり

萬國發明品博覽會の日本出品

目下當地ニ開設中なる萬國發明品博覽會は隨分廣大の仕掛にて日々縱覽人の會場に入る者恰も蟻の山を築けり日曜ノ休日、水曜日は入場料二志六片(六十二錢五厘)月火木金土曜日は一志、開場は午前十時より夜十時迄にて此周間即ち六日間の縱覽人數、總計十四萬八千六百四十八人、開場以來前土曜日即ち八月二十九日までの縱覽人は總計二百四十四萬七千九百八十五人なり本日小生ハ博覽會場ニ到り諸所縱覽の上、日本出品の部分を見るに金銀銅の賞牌二十八個ハ就れも medal awarded といふ立派なる張札をおし置きたり日本の出品ハ素より發明といふべき程れ者無けれども場所の狹き所ニ二十八個の賞牌張札を掲ゲたるとゆゑ引立ちて見榮え甚だ宜しかりし然れ共今回の博覽會に、英國其他諸邦の出品と日本の出品とは丸で旨意と反對ニも小生等は縱覽の際大ニ遺憾に思ひたり是れは他國の出品は悉く新發明、新工夫あるに引替へて日本の出品は古器物の類れと多しといふに乗ず即ち其大相違の點と申すは出品の方法丸で之の趣を反對にするに在るなり當英國人は勿論、米國なり露國なりその他の者の當博覽會に出品する其目的は就れも商賣の利益を得るに外あらず乃ち博覽會ハ全くの賣店ニて恰も廣大なる職工場の如し左れば出品人は出品人にて自ら店先に出張り其賞前の為能と達べ立て又は年若く愛嬌ニき婦人と雇置き賣子とおして(此類最も多し)品物と賣掛け此外、會場にて直ちに賣渡さゝる大器械の如況もの迄は何れも說明人と附置て其利點と演述せ之又は功能書の廣告を印刷して惜氣もなく縱覽人に頒與する等、各出品人即ち各商人は本會の開場中、出來る丈の商賣をして出來る丈の利益を儲け兼てみれと廣告吹聽に利用す商賣に甚だ大切なる妙案にして能く熟考たる者と申すべきあり故に西洋諸國出品の賣店ハ甚だ愛嬌ありて面白ろけれとも日本の出品所は之に反して先つ餘一ニ人氣なきなり尤も商賣用に旅行慣れさる日本職工人のとゆゑ出品者一名の自身ニ參來しさる者無きは蓋らく起べきことなし然らば出品引受人にく不斷よく注意せるやと云ふに兎角人少の樣子にて淋しく又日本より態々出張の事務官も兩三名あれども是れとて始終出品ニ附添ふべきふもわらず只、Japan と記號したる帽子と冠むれる英人小使一兩名あれに附添ふれなれと英人小使のことゆゑ何が何やら素より出品の說明ダ出來べき筈もなし又英文にて出品即ち商賣品ニ廣告札と附けたる者ハ一個もおし且つ說明書をら尙ハ附況居ざるものあるゆゑ其品物は何に用ひて功能あるとか更に譯分らず即ち西洋諸國の出品は商賣錢儲けの勸工場にして日本より出品したるもの丈賣れさりとて廣告としての功能と高れ知れた者なり、故ニ若し眞に商賣れ目的を達せんとならば出品賣捌と觀に者て手弘ろふ廣告を配るが肝要なり洋文にて充分ふ功能を說明ふれを印刷して出品と共ニ店頭ニてふれと配るべし尙ハ大目論見もあることならば出品人が自身に出懸るか但しは然るべき人物と撰び我代理人としてふれを送らざる可らず是等の事は出品引受人又は出張事務官ふどの世話にては迚も屆くべき話しに非ず利と視て爲ざるは智者の事に非ずドウセ世界の大博覽會に出品するとゝふ程の覺悟あるならば序のことに其出品の說明吹聽をも充分ふ致ざたきものなり是等は獨り今回の博覽會に限りたるふとゝ非ず總て外國ニ出品をる者の一統に心得居て貰らひたき肝要事なり又日本の出品中、金銀銅二十八個の賞牌を得てこれを看板ふ掲ゲたるは前記の通り賊ニ見榮えがして宜しなれども夫れニ付ても尙ハ遺憾ありと申すは他に非ず本月中旬頃既に賞牌と授與すべき分の判然せし其整日ふと當國の出品は勿論、米國を始め墺國露國の出品まで Gold(或ハ Silver) Medal awarded といふ張札と出して我こそは第一等に賞を得たりと云はぬ許りの意氣込みい詰まり商利に鋭敏ふる の致す所、賊ふ感心の事にして且つ金銀のみならず銅賞牌までも悉く然らざるハおし然るに日本に於ても今回の出品ニハ金二個、銀五個ろの他銅賞牌、都合二十八個を得、西洋各國の出品賞牌に較べても決して辱しからぬほどの數ふり日本ハ如き國にして御世辭にも博覽會の審査員より二十八個の賞牌を贈らるゝとは事ろ大乗麥といふべきとゆゑ新開店ふる日本國の爲め又各出品人商賣の爲めとを廣告ニ利用せば效驗も尋常ならざるべきニ如何なる都合ふ他の各國ハ就れもその賞牌を吹聽と爲すに拘ハらず獨り日本の出品店は金賞牌の分唯一個のみと至て質素ふる書方ニて張出し他の二十七個は特ふ其拔萃さへ見ゑず小生も甚だ之と怪しみ何故他の金銀牌と公けにせざるやと夫より待つこと稍久しく八月廿九日ニ至りて漸く二十八個賞牌の張出を發見し是れにて日本ハ出品も中々ふらい者世人とも感心せしむへしと聊かは安堵したりと雖も本來何に寄らず都て物事と吹聽する世間ニ耳新らしき內ふを肝要なれ博覽會ふ於て彌々賞牌を渡したり其の內、英は何個、米ハ何個、佛、獨、露、墺は云々と金銀銅牌の數と類と世人がふれに着目をる其際ニ投ぜて日本國の出品は金二ツ、銀五ツ、銅二十一と一目瞭視、是と彼とと比較するやうにせば一入、日本國出品の評判を高くをるの機會もゆらんふれと何に致せ人目爛々、人氣鋭敏れ其際中には日本の賞牌金れ一個僅ふその光と室隅に放ちたるのみにて人心漸く倦きたる半箇月れ後ち二十八個の賞牌を披露するとも果して能く評判を引くれ機には後れざりしりと少ざく憂慮する所なり又人氣は賞牌授與の當座ふても將た後日ふても與ニ變りなしとしたい活發ふる商賣柄の中ふ於て世間への吹聽評判、十五日の前と後とにてはうの影響に非常の相違あるべきと數に於て爭ふ可らざるの理なり今回の博覽會は申すまでも無しふの後日本より外國の市場ニ出品する折にゝ都て敏活發、商利に拘目なきやう注意あられんと偏ニ小生の希望する所なり

官報

農商務省達第四十一號　府縣

蠶絲業組合準則左ノ通相定候條該準則ニ基キ組合爲相立其規約認可ノ上取締所ニ係ルモノハ當省ヘ可屆出此旨相達候事

明治十八年十一月二日　農商務卿伯爵西鄕從道

蠶絲業組合準則

第一條　蠶絲業ニ從事スルモノハ郡區又ハ町村ノ區畫ニヨリ組合ヲ設置スベシ」但自用ノミニ供スル者ハ此限ニ非ス○第二條　組合ノ名稱ハ何(府縣)下何(郡區町村)蠶絲組合ト稱スベシ○第三條　組合ハ左ノ目的ヲ以テ規約ヲ定ムベシ」第一項　繭ノ春夏秋若クハ黃白ノ種類又ハ大陽殺蒸殺燥殺等混淆シタルモノヲ賣買セザル事」第二項　製絲ニ最モ良好ナル種類ヲ育養スル事」第三項　桑樹ノ栽培蠶兒ノ養法ヲ全良ナラシム事」第四項　繭ノ貯藏法ヲ完全ナラシム事」第五項　蠶卵ノ檢査法ヲ設ケ蠶病ヲ豫防スル事」第六項　繭荷造ノ上ハ其組合ノ名稱及製造者若クハ取扱人ノ姓名ヲ記入シタル標章ヲ付シ賣買スル事」第七項　一棚ハ勿論一絕若クハ一把中良否混淆等ノモノヲ製造販賣セザル事」但等級ヲ區分シテ一棚トナシタルモノハ此限ニアラス」第八項　生絲ノ製造及結束ニ不正ノ重量ヲ付シ賣買セザル事」第九項　綾取アル揚變ヲ用ヒ尺度ヲ一樣ナラシムル事」第十項　生絲ノ結束及綛ノ量目ヲ一樣ナラシムル事」第十一項　製造鳥田折返遵等ノ生絲ヲ揚返サシテ其儘改造賣買セザル事」第十二項　生絲檢査法ヲ設ケ其精粗ヲ監別シ及ヒ製造上ノ弊害ヲ矯正スル事」第十三項生絲荷造ノ上ハ其組合ノ名稱及製造者若クハ取扱人ノ姓名ヲ記入シタル標章ヲ付シ賣買スル事○第四條　各組合ハ委員ヲ設ケ組合中ノ事務ヲ擔任セシムベシ○第五條　組合員ハ必其組合ノ繭票ヲ携帶スベシ但暫票ニハ管轄地方廳ノ檢印ヲ受クベシ○第六條　組合委員ハ時々組合內ノ實況ヲ檢査スベシ○第七條　各府縣下便宜ノ地ニ取締所ヲ置キ各組合ヲ統轄シ組合規約ノ實施ヲ監査スベシ○第八條　取締所ノ役員ハ各組合ノ委員中ヨリ互選スベシ○第九條　組合及取締所ニ關スル費用收支ハ各組合員集議ヲ以テ之ヲ定ムベシ○第十條　全國中便宜ノ地ニ蠶絲組合中央部ヲ設ケ各地方蠶絲組合取締所ノ報廢ヲ聯通スベシ○第十一條　蠶絲組合中央部ノ規約ハ當省ノ認可ヲ受クベシ○第十二條　蠶絲組合中央部ノ役員ハ各地方蠶絲組合取締所ノ役員中ヨリ互選スベシ但時宜ニヨリ役員外ノ者ト雖ドモ之ヲ選擧スルヲ得○第十三條　蠶絲組合中央部ノ費用收支ハ各地蠶絲組合取締所役員ノ集議ヲ以テ之ヲ定ムベシ○第十四條　右各條ノ外組合ニ於テ必要ト爲ス事項ハ適宜ニ其規約ヲ設クルヲ得

○大藏省告示第百四拾五號

飯山第二十四國立銀行銀店處分完了候ニ付本年十月三十一日ヲ以テ該銀行ヲ解散セシム

第二十四國立銀行銀引受人　和田群平　若木桂遷

右第二十四國立銀行銀店事務完結候ニ付事務差免ス

右告示候事

○農商務省達第四十一號

蠶絲業組合準則左ノ通相定候條該準則ニ基キ組合爲相立其規約認可ノ上取締所ニ係ルモノハ當省ヘ可屆出此旨相達候事

明治十八年十一月二日　農商務卿伯爵西鄕從道

蠶絲業組合準則

第一條　蠶絲業ニ從事スルモノハ郡區又ハ町村ノ區畫ニヨリ組合ヲ設置スベシ」但自用ノミニ供スル者ハ此限ニ非ス○第二條　組合ノ名稱ハ何(府縣)下何(郡區町村)蠶絲組合ト稱スベシ○第三條　組合ハ左ノ目的ヲ以テ規約ヲ定ムベシ」第一項　繭ノ春夏秋若クハ黃白ノ種類又ハ大陽殺蒸殺燥殺等混淆シタルモノヲ賣買セザル事」第二項　製絲ニ最モ良好ナル種類ヲ育養スル事」第三項　桑樹ノ栽培蠶兒ノ養法ヲ全良ナラシム事」第四項　繭ノ貯藏法ヲ完全ナラシム事」第五項　蠶卵ノ檢査法ヲ設ケ蠶病ヲ豫防スル事」第六項　繭荷造ノ上ハ其組合ノ名稱及製造者若クハ取扱人ノ姓名ヲ記入シタル標章ヲ付シ賣買スル事」第七項　一棚ハ勿論一絕若クハ一把中良否混淆等ノモノヲ製造販賣セザル事」但等級ヲ區分シテ一棚トナシタルモノハ此限ニアラス」第八項　生絲ノ製造及結束ニ不正ノ重量ヲ付シ賣買セザル事」第九項　綾取アル揚變ヲ用ヒ尺度ヲ一樣ナラシムル事」第十項　生絲ノ結束及綛ノ量目ヲ一樣ナラシムル事」第十一項　製造鳥田折返遵等ノ生絲ヲ揚返サシテ其儘改造賣買セザル事」第十二項　生絲檢査法ヲ設ケ其精粗ヲ監別シ及ヒ製造上ノ弊害ヲ矯正スル事」第十三項生絲荷造ノ上ハ其組合ノ名稱及製造者若クハ取扱人ノ姓名ヲ記入シタル標章ヲ付シ賣買スル事○第四條　各組合ハ委員ヲ設ケ組合中ノ事務ヲ擔任セシムベシ○第五條　組合員ハ必其組合ノ繭票ヲ携帶スベシ但暫票ニハ管轄地方廳ノ檢印ヲ受クベシ○第六條　組合委員ハ時々組合內ノ實況ヲ檢査スベシ○第七條　各府縣下便宜ノ地ニ取締所ヲ置キ各組合ヲ統轄シ組合規約ノ實施ヲ監査スベシ○第八條　取締所ノ役員ハ各組合ノ委員中ヨリ互選スベシ○第九條　組合及取締所ニ關スル費用收支ハ各組合員集議ヲ以テ之ヲ定ムベシ○第十條　全國中便宜ノ地ニ蠶絲組合中央部ヲ設ケ各地方蠶絲組合取締所ノ報廢ヲ聯通スベシ○第十一條　蠶絲組合中央部ノ規約ハ當省ノ認可ヲ受クベシ○第十二條　蠶絲組合中央部ノ役員ハ各地方蠶絲組合取締所ノ役員中ヨリ互選スベシ但時宜ニヨリ役員外ノ者ト雖ドモ之ヲ選擧スルヲ得○第十三條　蠶絲組合中央部ノ費用收支ハ各地蠶絲組合取締所役員ノ集議ヲ以テ之ヲ定ムベシ○第十四條　右各條ノ外組合ニ於テ必要ト爲ス事項ハ適宜ニ其規約ヲ設クルヲ得

○大藏省告示第百四拾五號

飯山第二十四國立銀行銀店處分完了候ニ付本年十月三十一日ヲ以テ該銀行ヲ解散セシム

第二十四國立銀行銀引受人　和田群平　若木桂遷

右第二十四國立銀行銀店事務完結候ニ付事務差免ス

右告示候事

○明治十八年十一月分國債證書發行

○明治十八年十一月分國債證書發行

○明治十八年十一月分國債證書發行

○警視廳

○岩崎彌太郎

○佛清事件

○敕奏

○振興

○龍池會

○清國

○日本農會

○敕奏

○敕奏